阿賀野市規則第１６号

阿賀野市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市介護保険条例施行規則（平成１６年阿賀野市規則第９７号）の一部を次のように改正する。

第１号様式中

「

介護保険料について

1　賦課の根拠

(1)　介護保険法並びに阿賀野市介護保険条例の規定により、介護保険に要する費用に充てるため介護保険第1号被保険者に課せられます。第1号被保険者とは、65歳以上のすべての方が対象となります。

(2)　この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に阿賀野市を被告(訴訟においては阿賀野市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2　賦課期日

介護保険料の賦課期日は4月1日です。

3　納入通知書

この納入通知書は、普通徴収の方(保険料を年金から天引きできない方)にお送りします。

普通徴収の方とは、次の方です。

①　老齢福祉年金等をもらっている方、又は、年金をもらっていない方。

②　国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等をもらっていても、支給年額が 18 万円以下の方、又は阿賀野市以外の介護老人福祉施設に入所している方。

③　国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等をもらっていても、4月1日に65歳に到達していなかった方や4月2日以降に転入してきた方。ただし、前年4月1日から翌年3月31日までの間に65歳に到達した方や前年4月2日から翌年4月1日の間に転入してきた方は今年度前半は納入通知書により納入していただきますが、後半からは特別徴収(年金から天引き)となります。

※連帯納付義務　普通徴収に係る保険料は被保険者の配偶者及び、世帯主の方に当該保険料の納付義務が生じます。

4　介護保険料

介護保険料は、第1号被保険者本人と世帯の住民税の課税状況等により11段階の保険料となります。

5　延滞金及び督促手数料

納期限までに保険料を納付されないと、延滞金・督促手数料が次のとおり加算されます。

延滞金…納期限までに保険料を完納されない場合には、阿賀野市介護保険条例の規定により計算した金額。

督促手数料…督促状を発行した場合1通につき100円

6　滞納処分

介護保険料が滞納のままですと延滞金が加算されるほか、地方自治法の規定により滞納処分を受ける場合があります。

7　不服の申立

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

ただしこの場合でも保険料の徴収は停止いたしません。

〒950―8570　新潟市中央区新光町4番地1　新潟県高齢福祉課内　025―280―5195

」

を

「

介護保険料について

1　賦課の根拠

(1)　介護保険法並びに阿賀野市介護保険条例の規定により、介護保険に要する費用に充てるため介護保険第１号被保険者に課せられます。第１号被保険者とは、65 歳以上のすべての方が対象となります。

(2)　この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に阿賀野市を被告(訴訟においては阿賀野市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求をした日の翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2　賦課期日

介護保険料の賦課期日は、４月１日です。

3　納入通知書

この納入通知書は、普通徴収の方(保険料を年金から天引きできない方)にお送りします。

普通徴収の方とは、次の方です。

①　老齢福祉年金等をもらっている方又は年金をもらっていない方。

②　国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等をもらっていても、支給年額が 18 万円以下の方。

③　国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等をもらっていても、４月１日に 65 歳に到達していなかった方や４月２日以降に転入してきた方。ただし、前年４月１日から翌年３月 31 日までの間に 65 歳に到達した方や前年４月２日から翌年４月１日の間に転入してきた方は今年度前半は普通徴収(納付書又は口座振替)により納入していただきますが、後半からは特別徴収(年金から天引き)となります。

※連帯納付義務　普通徴収に係る保険料は、被保険者の配偶者及び世帯主の方に当該保険料の納付義務が生じます。

4　介護保険料

介護保険料は、第１号被保険者本人と世帯の住民税の課税状況等により 15 段階の保険料となります。

5　延滞金及び督促手数料

納期限までに保険料を納付されないと、延滞金・督促手数料が次のとおり加算されます。

延滞金…納期限までに保険料を完納されない場合には、阿賀野市介護保険条例の規定により計算した金額。

督促手数料…督促状を発行した場合１通につき 100 円

6　滞納処分

介護保険料が滞納のままですと延滞金が加算されるほか、地方自治法の規定により滞納処分を受ける場合があります。

7　不服の申立

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。

ただし、この場合でも保険料の徴収は停止いたしません。

〒950―8570　新潟市中央区新光町４番地１　新潟県高齢福祉保健課内　025―280―5195

」

に改める。

第３号様式の１及び第４号様式中

「

介護保険料について

1　賦課の根拠

(1)　介護保険法並びに阿賀野市介護保険条例の規定により、介護保険に要する費用に充てるため介護保険第１号被保険者に課せられます。第１号被保険者とは、65 歳以上のすべての方が対象となります。

(2)　この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に阿賀野市を被告(訴訟においては阿賀野市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求をした日の翌日から起算して３箇月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2　賦課期日

介護保険料の賦課期日は４月１日です。

3　納入通知書

この納入通知書は、普通徴収の方(保険料を年金から天引きできない方)にお送りします。

普通徴収の方とは、次の方です。

①　老齢福祉年金等をもらっている方、又は、年金をもらっていない方。
②　国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等をもらっていても、支給年額が 18 万円以下の方、又は阿賀野市以外の介護老人福祉施設に入所している方。
③　国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等をもらっていても、4 月 1 日に 65 歳に到達していなかった方や 4 月 2 日以降に転入してきた方。ただし、前年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に 65 歳に到達した方や前年 4 月 2 日から翌年 4 月 1 日の間に転入してきた方は今年度前半は納入通知書により納入していただきますが、後半からは特別徴収(年金から天引き)となります。
※連帯納付義務　普通徴収に係る保険料は被保険者の配偶者及び、世帯主の方に当該保険料の納付義務が生じます。

4　介護保険料
介護保険料は、第 1 号被保険者本人と世帯の住民税の課税状況等により 11 段階の保険料となります。

5　延滞金及び督促手数料
納期限までに保険料を納付されないと、延滞金・督促手数料が次のとおり加算されます。
延滞金…納期限までに保険料を完納されない場合には、阿賀野市介護保険条例の規定により計算した金額。
督促手数料…督促状を発行した場合 1 通につき 100 円

6　滞納処分
介護保険料が滞納のままですと延滞金が加算されるほか、地方自治法の規定により滞納処分を受ける場合があります。

7　不服の申立
この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。
ただしこの場合でも保険料の徴収は停止いたしません。
〒950―8570　新潟市中央区新光町 4 番地 1　新潟県高齢福祉課内　025―280―5195

」

を

「

介護保険料について

1　賦課の根拠
(1)　介護保険法並びに阿賀野市介護保険条例の規定により、介護保険に要する費用に充てるため介護保険第 1 号被保険者に課せられます。第 1 号被保険者とは、65 歳以上のすべての方が対象となります。
(2)　この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に阿賀野市を被告(訴訟においては阿賀野市長が被告の代表者となります。)として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。
①　審査請求をした日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
②　処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2　賦課期日
介護保険料の賦課期日は、4 月 1 日です。

3　納入通知書
この納入通知書は、普通徴収の方(保険料を年金から天引きできない方)にお送りします。
普通徴収の方とは、次の方です。
①　老齢福祉年金等をもらっている方又は年金をもらっていない方。
②　国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等をもらっていても、支給年額が 18 万円以下の方。
③　国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金、遺族年金等をもらっていても、4 月 1 日に 65 歳に到達していなかった方や 4 月 2 日以降に転入してきた方。ただし、前年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に 65 歳に到達した方や前年 4 月 2 日から翌年 4 月 1 日の間に転入してきた方は今年度前半は普通徴収(納付書又は口座振替)により納入していただきますが、後半からは特別徴収(年金から天引き)となります。
※連帯納付義務　普通徴収に係る保険料は、被保険者の配偶者及び世帯主の方に当該保険料の納付義務が生じます。

4　介護保険料
介護保険料は、第 1 号被保険者本人と世帯の住民税の課税状況等により 15 段階の保険料となります。

5　延滞金及び督促手数料
納期限までに保険料を納付されないと、延滞金・督促手数料が次のとおり加算されます。
延滞金…納期限までに保険料を完納されない場合には、阿賀野市介護保険条例の規定により計算した金額。
督促手数料…督促状を発行した場合 1 通につき 100 円

6　滞納処分
介護保険料が滞納のままですと延滞金が加算されるほか、地方自治法の規定により滞納処分を受ける場合があります。

7　不服の申立

この通知について不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、新潟県介護保険審査会に審査請求することができます。 　ただし、この場合でも保険料の徴収は停止いたしません。 　〒950―8570　新潟市中央区新光町4番地1　新潟県高齢福祉保健課内　025―280―5195

」

に改める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この規則の施行の際、改正前の阿賀野市介護保険条例施行規則に規定する様式で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。